

2027年
4月1日
から義務化

特定事業者との一定の取引 で本人確認を受ける際ICチップ情報

の読み取り等が**必須**となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



特定事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、
郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、
公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士



ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、
特別永住者証明書、日本国旅券など。

対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。



非対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報
を送る必要があります。

原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を
読み取らせるには**暗証番号の入力**が必要です。
設定した暗証番号を覚えておきましょう！



警察庁
National Police Agency